

(案)

仕様書

1 件名

令和元年度東京都水道局国際展開に関する調査分析等業務委託

2 仕様書の適用範囲

本仕様書は、東京都（東京都水道局。以下「委託者」という。）と受託者との間で締結する令和元年度東京都水道局国際展開に関する調査分析等業務委託に適用する。

3 委託の目的

委託者は、これまでに培った技術力やノウハウを生かして、民間企業と連携し、政府開発援助（以下「ODA」という。）を活用しながら、世界の水問題の解決に向けた国際展開を推進している。具体的には、政策連携団体（都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体）である東京水道サービス株式会社を活用して、技術協力事業、インフラ整備・運用事業に取り組み、海外都市の水道事情の改善に貢献してきた。平成27年には東京水道のこれまでの取組や成果を「東京水道国際展開プログラム」として、総合的・体系的に取りまとめた。本プログラムに基づき、今後もさらなる国際展開を推進していく予定である。

国際展開における新規案件の形成に当たっては、海外水道事業体との信頼関係の構築や支援ニーズの把握、事業化に向けた現地調査、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等への事業提案等、長期間にわたり、計画的・継続的な多くの取組が必要となる。そのため、新規案件形成に向けた個別的・具体的な取組内容を分析、整理した上で、政策連携団体、JICAをはじめとする関係機関と連携し、効果的に新規案件を形成する手法を確立することが重要となる。

併せて、委託者は、新規案件形成における政策連携団体との役割分担についても検討を行っているところである。

こうした状況を踏まえ、本委託契約は、委託者の今後の新規案件形成につなげるため、海外の水道分野に関する情報の収集、案件形成の取組についての調査分析及び今後の新規案件形成手法に関する企画提案を委託するものである。

4 契約期間

契約締結の日の翌日から令和2年3月27日まで

5 履行場所

受託者の本拠地。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

6 委託内容

別紙 1 のとおり

7 成果品及び納期

別紙 2 のとおり

8 契約代金の支払

本業務の対価として委託者が受託者に支払う契約代金は、本業務終了後及び成果品等の検査後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

なお、本業務を遂行するに当たって発生する一切の費用は、受託者の負担とする。

9 秘密の保持

(1) 受託者は、本契約及び本契約の諸条件に従った業務の遂行その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領した一切の事実又は情報のうち委託者から秘密として管理するよう指示されたもの（以下「営業秘密」という。）については、受託者の保有する他の情報と明確に区別して取り扱うこと。

(2) 受託者は、前項の営業秘密について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委託者の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行以外に使用せず、又は第三者に対しその内容を一切開示しないことに同意すること。

ア その事実又は情報を受領し、又は知らされた時に既に適法に知っていたか、又は公知の事実であるもの

イ その事実又は情報を受領し、又は知らされた後第三者から適法に入手可能となり、又は公知の事実となったもの

ウ 法令又は官公署、裁判所等の命令、指導、通達等により提出するもの

(3) 受託者が前 2 項に定める秘密保持義務に違背し、委託者が損害を被った場合、受託者は委託者が被った損害額を賠償すること。

10 情報の提供

委託者は、受託者の業務遂行に当たり必要な情報を提供する。ただし、必要とされる範囲は、受託者の申出に基づき委託者と受託者との間で協議するものとする。

11 資料の貸与

- (1) 受託者は、本業務委託遂行上必要がある場合は、委託者の所有する資料の貸与を要請することができるものとする。
- (2) 委託者は、受託者から前項の要請があり、その必要性を認める場合は、要請された資料を貸与するものとする。
- (3) 受託者は、前項により資料の提供を受けた場合は、適正に提供資料の維持管理に当たらなければならない。

また、本委託業務が終了したときは、当該資料を速やかに委託者に返還しなければならない。

12 目的外使用の禁止

受託者は、本契約に基づく委託業務の内容及び貸与資料を、他の目的に使用してはならない。

13 責任の範囲

- (1) 受託者は、本仕様書の定めに従って本業務を適切に履行すること。
- (2) 委託者が、受託者の成果品の全部又は一部を参考にし、対象業務の実施、計画の採用、基本条件等についての判断を行った場合、その責任は、委託者のみにあるものとする。ただし、成果品の作成において受託者に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果品を構成する著作物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、委託者に対して著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、受託者の従業員、再委託先、再委託先の従業員その他の者（以下「従業員等」という。）に著作権者人格権が帰属する場合において、従業員等に著作権者人格権を行使させないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合には、この限りでない。
- (3) 前2項の規定による受託者の義務については、この契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 受託者は、成果品に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、当該成果品の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。た

だし、成果品を構成する著作物で、受託者又は第三者（以下「受託者等」という。）が本契約締結以前から有していたか、又は受託者等が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、受託者等に留保されるものとする。この場合において、受託者は、成果品の利用の目的の範囲において委託者が成果品を構成する著作物を使用し、又は改変することを許諾するものとする。

- (5) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、その取扱いは、別途委託者と受託者との間で協議の上定める。
- (6) 成果品に関し、委託者又は受託者が第三者から著作権、特許権その他の知的財産権を侵害したとの理由により請求を受けた場合は、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。ただし、委託者に帰責事由があると委託者が認めた場合は、この限りではない。

15 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示し、又は提出すること。

16 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項について定める必要がある場合又は仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との間で協議の上、別途定めるものとする。

17 担当部署

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎22階中央
総務部企画調整課(国際施策担当)
電話 03-5320-6336 内線 48-217
ファクシミリ 03-5388-1678